

■ 春日部市放課後児童クラブ指定管理者募集要項（抜粋）

(6) 指定管理者の業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- ア 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに市に報告しなければなりません。
- イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合には、市は、指定管理者に対して改善指導を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ウ 指定管理者が市の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理者の業務の継続が困難と認められる場合には、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- エ イ又はウにより指定管理者の指定を取り消され、市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定を取り消された指定管理者は、市に生じた損害について賠償の責めを負うこととなります。
- オ 市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理者の業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、指定管理者の業務の継続の可否について協議することとします。

(7) 委託等の禁止

指定管理者の業務の実施に当たり、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認められません。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合には、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

なお、当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、市内事業者に発注し、委託又は請け負わせるよう努めてください。また、物品等の調達についても、市内事業者の受注機会の増大に努めてください。

(8) その他

ア 文書等の適正な管理・保存

指定管理者の業務を通じて作成又は取得した文書等は、適正な管理・保存に努めることとします。

また、指定期間終了時に、市の指示に従って文書の引継等を行います。

イ 情報公開

春日部市情報公開条例（平成17年条例第16号）に基づき、指定管理業務に従事する職員が組織的に用いる文書等は、情報公開の対象となります。

ウ 継続監視（モニタリング）

市は、指定管理者が協定書、事業計画書等に従い、適切に施設運営を行っているかを的確に把握するため、継続監視を実施します。

エ 春日部市行政手続条例（平成17年条例第4号）の適用

指定管理者が行う業務は、春日部市行政手続条例に基づいて行わなければならないが、審査基準、標準処理期間及び処分基準を定めておかなければなりません。

■ 春日部市放課後児童クラブの管理に関する基本協定書（抜粋）

（ABC各ブロック共通）

（原状回復）

第28条 乙は、指定管理者の業務の執行に当たり、自己の責に帰すべき事由により施設、設備又は物品を滅失し、若しくは毀損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

（市内事業者への配慮）

第29条 乙は、管理業務を行うに当たって、第三者との取引を行う場合は、地域経済の活性化に繋がるよう、市内事業者の受注機会の増大に努めるものとする。

（指定管理者の業務の継続が困難となった場合の措置等）

第30条 乙は、指定管理者の業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

2 乙の責めに帰すべき事由により、指定管理者の業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲は、乙に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により指定管理者の業務の継続が困難となった場合には、甲と乙は、指定管理者の業務の継続の可否について協議するものとする。

（指定の取消し等）

第31条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項及び条例第20条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止（以下、「取消し等」という。）を命ずることができる。

- (1) 乙が第16条又は第17条第1項若しくは第4項の規定による報告を求め若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 乙が第16条の規定による改善指導に従わないとき。
- (3) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に違反したとき。
- (4) 乙が前条第2項の規定による改善を期間内にすることができなかつたとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

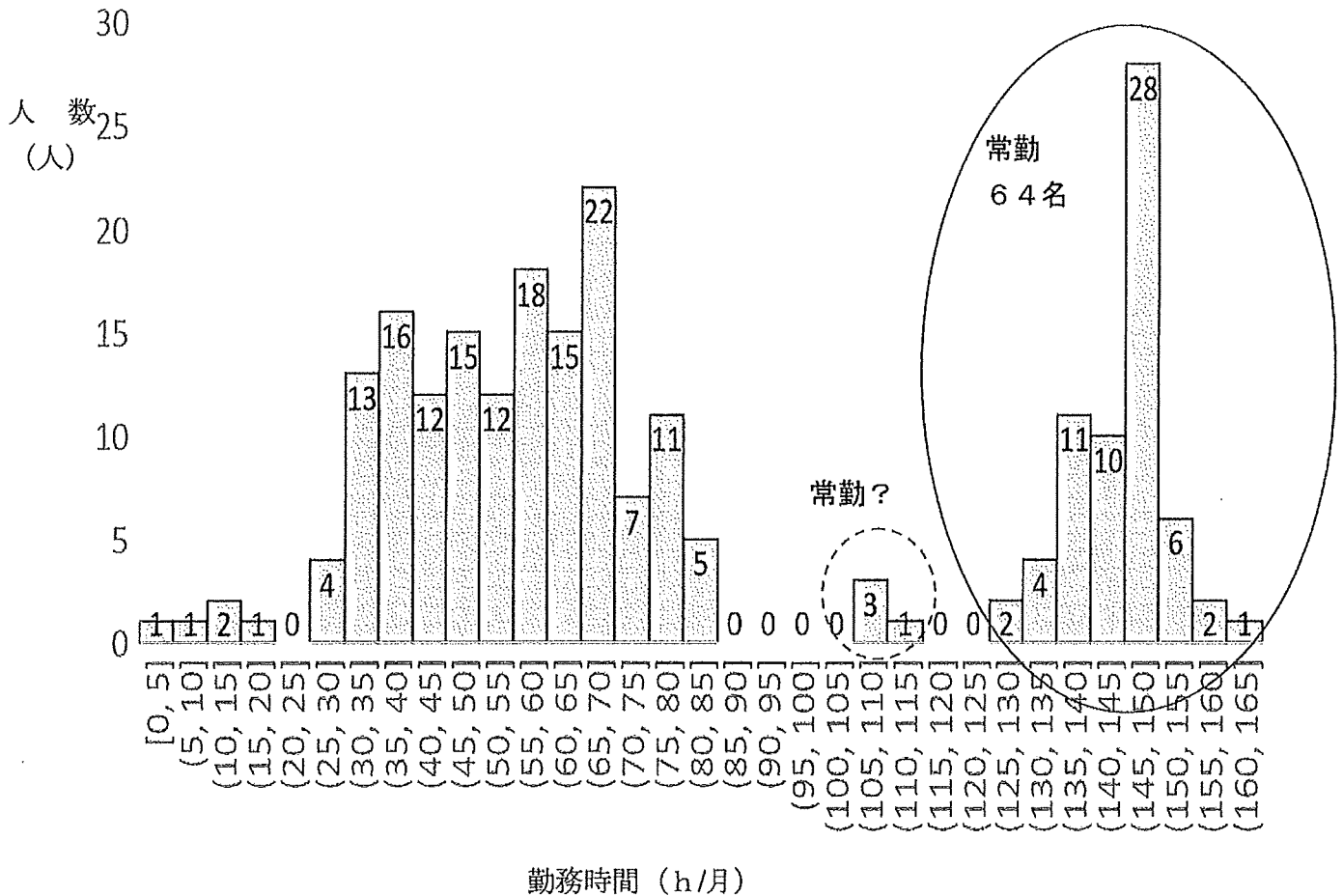
ア 本市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人若しくは清算人（以下「無限責任社員等」という。）となっている法人又は役員若しくはこれに準ずべき者（以下「役員等」という。）となっている団体（本市が財政援助を与えるものを除く。以下イ及びウにおいて同じ。）

イ 本市の市長又は副市長が、無限責任社員等となっている法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第122条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体

資料3

■ 放課後児童クラブ支援員勤務時間別実態調査結果

(2019年11月 トライ勤務表より)



<勤務時間実態調査の手順説明>

1. 情報公開制度により、市内放課後児童クラブ40か所の全スタッフ223名のシフト表を入手。(2019年11月分)
2. 各スタッフの1か月の勤務時間を合計し、ヒストグラム化した

<備考>

- ・シフト表からの算出のため、一部の残業時間や予定外の休出などが含まれていない可能性はあるが客観性に影響はない。
- ・定められた勤務時間の実態を調べるものであることから、勤務日に有給休暇取得の場合は、勤務したものとみなして勤務時間に加算した。
- ・同上の理由から、出張時の実勤務時間は記載されていないため、通常の平日勤務時間として集計した。

■ 春日部市放課後児童クラブ（A・B・Cブロック）指定管理者募集の内容等に関する質問及び回答（抜粋）

No.	頁	質問事項	質問内容	回答
46	22 ～ 24	仕様書7 施設及び設備の維持管理業務について	現業者様の引き上げ備品についてご教示下さい。	市が支払う指定管理料を充て、備品を購入したときは、当該備品の所有権は市に帰属することから、放課後児童クラブの運営に必要な備品を引き上げることは予定されていません。
47	24	仕様書8 (1) 運営管理責任者について	現在、運営管理責任者は各ブロックごとに1名（合計3名）勤務されているという認識で宜しいでしょうか。ここでお示しの運営管理責任者と常勤職員（各ブロックで1名以上配置）は別という認識で宜しいでしょうか	現在はブロック分けしておらず、責任者1人、事務員1人、嘱託職員1人の3人（全て常勤職員）が勤務しています。ここで示している内容は、「運営管理責任者として1人以上の常勤職員を配置をする」ということであり、責任者と常勤職員が別という意味ではありません。
48	25	仕様書8 (2) 放課後児童支援員について	現在の各クラブ（支援の単位ごと）の常勤支援員の配置人員（1日）、雇用人数についてご教示下さい。また非常勤（補助員）についての常時配置人数、雇用人数をご教示下さい。	別表6の常勤支援員と非常勤職員の配置数一覧表を参照してください。
49	25	仕様書8 (2) 放課後児童支援員について	常勤支援員の勤務実態について、その日に勤務の全時間帯（常時支援員がいる状態）に支援員を配置か、1日の中で支援員が勤務している状態かをご教示下さい（現在の勤務実態を含め）	開室時間内は必ず必要な数の常勤支援員を配置してください。1日の中で、数時間でも支援員が勤務していればよいということではありません。
50	31	資料5 過去3年間の指定管理業務支出額及びその内訳	水光熱費について、過去3年間、契約先に変更がないかをご教示下さい。また今後も同様の契約が可能かご教示下さい。	過去3年間は契約先の変更は行っておりません。今後も同様の契約が可能であると考えます。
51	4	募集要項 3 管理に当たった条件 (5) 指定管理者と市との役割分担	保険料について、募集要項では「スポーツ安全保険」「施設損害賠償責任保険」については春日部市の加入と記載がございますが、支出で計上されている保険の種類についてご教示下さい。	保険の種類について、「スポーツ安全保険」は公益財団法人スポーツ安全協会の保険で、加入区分はA1になります。「施設損害賠償責任保険」は公益社団法人全国市有物件災害共済会の保険で、建物総合損害共催基金となります。
52	28	仕様書 20 職員研修について	普通救命講習 I について、新規採用者に対しては、採用後、適宜受講という認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	質問事項	質問内容	回答
81	24	8 職員の採用・配置について (2) 放課後児童支援員	放課後児童支援員を採用する場合の学歴また資格条件に関する採用基準はありますか。	支援員の採用に当たっては、「春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の第11条第3項の規定に即して行うものとなります。
82	24	8 職員の採用・配置について (2) 放課後児童支援員	「1支援員の配置については「春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守し、支援の単位ごとに常勤支援員2名以上配置すること」とあります、2名のうち1名が家庭事情等により退職してしまい、応募をかけても常勤支援員が集まらないなどの場合にはうち1名を常勤支援員以外で配置することは可能でしょうか。	「支援の単位ごとに支援員を2名以上の配置を原則とする」という省令や条例の趣旨を踏まえ、常勤の支援員を2名以上配置することを前提としており、常勤支援員1名（＋常勤支援員以外1名）の運用は予定しておりません。
83	22	8 職員の採用・配置について (2) 放課後児童支援員	「2特別支援児童の入室クラブについては、原則支援員を加配するものとし、年度途中の定員及び入室児童数の変更については、適正な職員配置をもって対応すること」とありますが、ここでの支援員は常勤支援員のことでしょうか。また、特別支援児童数に対して配置基準はありますか。	支援員は常勤の職員（有資格者）を指すものとなります。 また、特別支援児童への配置基準は特段定めていませんが、クラブの運営に支障をきたすことのないよう、市と協議のうえで職員の配置人数を定めることとなります。
84	27	13 防犯対策	登室児童の安全に万全を期すとともに、不審者の侵入に対して防犯ブザーを使用するなど、登室児童の安全確保のために必要な体制を整備し、登室児童に危害が及ぶ場合に備えて、警察等関係機関に迅速かつ的確に通報できるよう必要な訓練を行うこと。」とありますが、防犯ブザーまたは防犯カメラ等を新たに設置する際は指定管理料へ増額してもらえますか。	防犯ブザーや防犯カメラの設置などについては、市と指定管理者との協議の中で、市が必要と認めた場合に設置が可能となるものですが、基本的には基準価格の範囲内での対応を原則とし、必ずしも指定管理料の増額ありきではないことに留意してください。

■ 平成30年12月議会 議案第104号～106号 参考資料
指定管理者の指定について（抜粋）

議案第104号

参考資料

指定管理者の指定について

1 募集要項

資料1のとおり

2 応募団体数

2団体

3 春日部市放課後児童クラブ（Aブロック）指定管理者応募団体概要及び提案概要
資料2のとおり

4 選定の経過

募集要項配布期間	平成30年6月15日から7月20日まで
現地説明会	平成30年6月26日・27日
質問事項受付	平成30年6月15日から6月29日まで
申請受付期間	平成30年7月13日から7月20日まで
指定管理者候補者選定委員会	平成30年9月20日・26日

5 選定結果

Aブロック

応募団体	株式会社トライグループ	団体A
評価点数	88.22点	85.47点

※点数は、9人の選定委員会委員の平均点（小数第3位を四捨五入）（100点満点）

6 選定理由

春日部市放課後児童クラブは、社会福祉法人春日部市社会福祉協議会が指定管理者として管理・運営を行ってきましたが、子ども・子育て支援新制度が平成27年度に施行されたことにより、入室対象児童が小学6年生まで拡大され、運営面の大幅な変更や支援員不足などの課題が生じていたものである。

このような課題を解消するため、基準価格や、児童数・施設の配置状況、地域の特性を踏まえ、これまでの一括管理ではなく、市内を3つのブロックに分割にするなどの見

直しを進めたものである。

その上で、春日部市放課後児童クラブ指定管理者候補者選定委員会において、申請団体から提出された申請書類に不備がないか、募集要項に記載された応募資格等の要件を満たしているかを確認し、住民の平等利用の確保、管理に当たっての費用、効果、管理能力などの事項を事業計画書等の審査やプレゼンテーションにより、総合的に評価を行った結果、「株式会社トライグループ」の以下の提案内容が優れていると評価されたことから、当該団体を指定管理者候補者として選定したものである。

- (1) これまで実施されていなかった入退室管理システムの導入やトップアスリートによる特別教室の開催など、新たなサービスを保護者の負担なく実施できることで、サービスの充実を図るとともに、利用者の厚い信頼を得られることが期待できること。
- (2) 放課後児童クラブの指定管理については、愛知県豊田市や神奈川県綾瀬市などの実績のほか、放課後子ども教室との一体型の施設運営を受託するなど豊富な事業運営のノウハウを活かし、利用者本位の柔軟なサービスの提供や安全性を考慮した管理運営が期待できること。
- (3) 必要な支援員を確保しつつ、現指定管理者の支援員の雇用について柔軟な対応が期待できること。

春日部市放課後児童クラブ (Aブロック) 指定管理者応募団体概要及び提案概要

応募団体概要	応募団体名	団体A
<p>①児童発達及び予備校の経営 ②教育出版物の制作及び販売 ③家庭訪問による学習指導業務 ④フランチャイズシステムによる子ども関連事業の経営及び経営指導 ⑤イベントの企画及び運営</p>	<p>株式会社トライグループ</p>	<p>①児童福祉サービスの受託及び児童福祉施設の経営 ②児童福祉施設の経営コンサルティング ③児童福祉施設の管理運営業務 ④施設附属設備や備品の保全、保守、清掃及び点検業務 ⑤環境保全に関わるシステムの企画及びメンテナンス</p>
<p>類似施設の業務実績</p>	<p>放課後児童クラブ 15施設、放課後子ども教室 7施設</p>	<p>児童館 6施設、放課後児童クラブ 4施設、放課後子ども教室 7施設、保育所 5施設</p>
<p>管理運営の基本方針</p>	<p>①仕様書や基本協定書を守り安全安心な運営 ②公平かつ公正な観点からサービスのニーズを踏まえ、安定した運営を図る ③必要な支援員数を確保しつつ、現在の支援員についても継続雇用をし、各クラブの状況に応じて適材適所に配置する ④子どもとの様子を保護者と日々共有することに努める</p>	<p>①子どもの健やかな育ちを支援 ②お父さん子育ての両立を支援 ③地域の子育てを支援(地域に開かれた放課後児童クラブを目標) ④人材の確保と研修体制(各保育養成校や大学等を基盤とした採用活動が可能)</p>
<p>管理執行体制</p>	<p>配置職員数合計 59人 内訳：運営管理責任者(常勤)1人、支援員(常勤)35人、支援員(非常勤)23人 ※上記以外に春日部駅前ビルに運営管理責任者のサポート職員2人が常駐</p>	<p>配置職員数合計 56人 内訳：市外に運営管理責任者(常勤)1人、支援員(常勤)35人、支援員(非常勤)20人 ※事務局や近隣の系列園から保育士や児童厚生員の応援体制あり</p>
<p>自主事業計画</p>	<p>①トップアスリートによる特別教室 ②ドッジボール×アルティメット(ドッジビー) ③ネイティブ英語×英語×フィットネス ④プログラミング特別授業、科学実験 ⑤遊びながらの算数(百ます計算、神経衰弱など) ⑥陽気体操、ハチエとの交流など</p>	<p>①おやつクッキング(子どもたちと一緒におやつを手作り) ②保護者や地域との交流事業(父母会共催行事、敬老の日交流) ③学習まつり</p>
<p>サービス向上策等</p>	<p>①人材の確保(全国で約13万人)に登録されている人材のうち、春日部市及び隣接市で保育士、社会福祉士及び教員免許所持者等の有資格者をむね1,476人の登録があり、職員の安定した確保が可能 ②職員の資質向上(初期研修、定期研修及び特別研修など) ③入退室管理システム(カサスシステム)の導入 ④サービス向上の検証や研究のためにアンケート調査を実施し、利用者ニーズを把握</p>	<p>①日々の育成における重点目標を掲げる(基本的な生活習慣、身体を動かす及び想像力を育む遊びなど) ②個性と人格の尊重に基づいて、個々の障がい児に合ったサポートを行う ③児童虐待等への対策 ④日常的な安全面への配慮と施設整備及び衛生管理を徹底する</p>
<p>その他の提案</p>	<p>①危機管理対策(災害、アレルギー、感染症及び衛生管理等のマニュアル整備) ②保護者との協力連携(連絡帳、クラブ日より及び親子交流プログラム) ③音情及び相談対応の専用窓口を設営</p>	<p>①三世交代イベントの実施 老人ホーム、福祉センターなどに児童が集まり三世交代交流を図る ②春日部市で運営している系列保育園、児童館との交流 まんまーる保育園、武里まんまーる保育園及びエンゼルホームとの合同イベントを開催し、異年齢交流を図る</p>
<p>提案価格</p>	<p>789,937,299円</p>	<p>790,797,997円</p>

指定管理者の指定について

1 募集要項

資料1のとおり

2 応募団体数

2団体

3 春日部市放課後児童クラブ（Bブロック）指定管理者応募団体概要及び提案概要

資料2のとおり

4 選定の経過

募集要項配布期間	平成30年6月15日から7月20日まで
現地説明会	平成30年6月26日・27日
質問事項受付	平成30年6月15日から6月29日まで
申請受付期間	平成30年7月13日から7月20日まで
指定管理者候補者選定委員会	平成30年9月20日・26日

5 選定結果

Bブロック

応募団体	株式会社トライグループ	団体B
評価点数	87.29点	85.84点

※点数は、9人の選定委員会委員の平均点（小数第3位を四捨五入）（100点満点）

6 選定理由

春日部市放課後児童クラブは、社会福祉法人春日部市社会福祉協議会が指定管理者として管理・運営を行ってききましたが、子ども・子育て支援新制度が平成27年度に施行されたことにより、入室対象児童が小学6年生まで拡大され、運営面の大幅な変更や支援員不足などの課題が生じていたものである。

このような課題を解消するため、基準価格や、児童数・施設の配置状況、地域の特性を踏まえ、これまでの一括管理ではなく、市内を3つのブロックに分割にするなどの見

春日部市放課後児童クラブ（Bブロック）指定管理者応募団体概要及び提案概要

応募団体概要		団体B	
応募団体名	株式会社トライグループ		
主な事業内容	①学習支援及び予備校の経営 ②教育出版物の制作及び販売 ③家庭訪問による学習指導業務 ④フランチチャイブシステムによる子ども関連事業の経営及び経営指導 ⑤イベントの企画及び運営	①給食サービスの実施（公立の小中学校の給食サービス及び配送等） ②児童館及び放課後児童クラブ等の児童福祉施設の管理運営 ③図書館及び博物館等の社会教育施設の管理運営 ④専務サービスの実施（OA業務、電話サービス及び窓口案内業務等） ⑤建物メンテナンスの実施（社員寮、汚掃、警備及び植栽管理等）	児童館 29施設、放課後児童クラブ 407施設、子育て支援センター 6施設、放課後子ども教室 4施設、保育所 6施設
類似施設の業務実績	放課後児童クラブ 15施設、放課後子ども教室 7施設		
管理運営の基本方針	①杜撰者や基本協定書を遵守した安心で安全な運営 ②公平かつ公正な観点から社会のニーズを踏まえ、安定した運営を図る ③必要な支援員数を確保しつつ、現在の支援員についても継続雇用をし、各クラブの状況に応じて適材適所に配置する ④子どもの様子を保護者と日々共有することに努める	①関係法令等を遵守して管理運営を実施 ②児童健全育成として5つの目標を定める ③運営に関して5つの保育指導指針と5つの保育指導目標を定める	
管理執行体制	配置職員数合計 43人 内訳：運営管理責任者（常勤）1人、支援員（非常勤）28人、支援員（非常勤）14人 ※上記以外に春日部駅前ビルに運営管理責任者のサポート職員2人が常駐	配置職員数合計 46人 内訳：運営管理責任者兼支援員（常勤）1人、支援員（常勤）27人、支援員（非常勤）18人 ※上記以外に近隣市の児童福祉施設受託現場からの支援体制あり	
自主事業計画	①トップアスリートによる特別教室 ②ドッジボール×アルティメット（ドッジビー） ③マイクティップ乗会×フットニス ④プログラムミング特別授業、科学実験 ⑤遊びながらの学び（国ます計算、神経衰弱など） ⑥陶芸体験、パティシエとの交流など	①夏休み短期大作戦（自由研究のコンテントを揃えやす） ②スपोर्ट見ごっこ ③こども会議（チームで協力して他チームと競う） ④オアリアルゲームみかぜ（子どもたちも楽しみになる）	
サービス向上策等	①人材の確保（全国で約13万人）に登録されている人材のうち、春日部市及び隣接市で医師、社会福祉士及び教員免許所有者等の有資格者を含む1,476人の登録があり、職員の安定的な確保が可能 ②職員の資質向上（初期研修、定期研修及び特別研修など） ③入退室管理システム（カサシステム）の導入 ④サービス向上の検証や研究のためにアンケート調査を実施し、利用者ニーズを把握	①支援員の確保（現支援員の継続的な受け入れ、近隣自治体からの雇用、他の受託現場からの異動及び学習支援事業本部のバックアップなど） ②基本研修及び支援員研修による企業理念等の理解 ③現場間のコミュニケーションツール及びSNSの活用	
その他の提案	①危機管理対策（災害、アレルギ、感染症及び衛生管理室のマニュアル整備） ②保護者との協力連携（連絡帳、クラブだより及び親子交流プログラム） ③苦情及び相談対応の専用窓口を設置	①危機管理対策（危機管理マニュアルの作成及び周知） ②独自の消耗品一括購入システムの活用 ③学習支援総合研究所の設置	
提案価格	611,569,420円	602,181,600円	

指定管理者の指定について

1 募集要項

資料1のとおり

2 応募団体数

2団体

3 春日部市放課後児童クラブ（Cブロック）指定管理者応募団体概要及び提案概要

資料2のとおり

4 選定の経過

募集要項配布期間	平成30年6月15日から7月20日まで
現地説明会	平成30年6月26日・27日
質問事項受付	平成30年6月15日から6月29日まで
申請受付期間	平成30年7月13日から7月20日まで
指定管理者候補者選定委員会	平成30年9月20日・26日

5 選定結果

Cブロック

応募団体	株式会社トライグループ	団体B
評価点数	87.29点	85.76点

※点数は、9人の選定委員会委員の平均点（小数第3位を四捨五入）（100点満点）

6 選定理由

春日部市放課後児童クラブは、社会福祉法人春日部市社会福祉協議会が指定管理者として管理・運営を行ってききましたが、子ども・子育て支援新制度が平成27年度に施行されたことにより、入室対象児童が小学6年生まで拡大され、運営面の大幅な変更や支援員不足などの課題が生じていたものである。

このような課題を解消するため、基準価格や、児童数・施設の配置状況、地域の特性を踏まえ、これまでの一括管理ではなく、市内を3つのブロックに分割にするなどの見

春日都市放課後児童クラブ（Ｃプロック）指定管理者応募団体概要及び提案概要

応募団体名	株式会社トライグループ		団体B
応募団体概要	<p>①学習塾及び予備校の経営 ②教育出版物の制作及び販売 ③発達障害児による学習支援事業 ④アランチャイアーズシステムによる子ども関連事業の経営及び経営指導 ⑤イベントの企画及び運営</p>	<p>①給食サービスの実施（公立の小中学校の給食サービス及び配送等） ②児童館及び放課後児童クラブ等の児童福祉施設等の管理運営 ③図書館及び博物館等の社会教育施設等の管理運営 ④児童サービスの実施（O.A.業務、電話サービス及び窓口案内業務等） ⑤建物メンテナンスの実施（社員寮、清掃、設備及び福祉管理等）</p>	<p>児童館 29施設、放課後児童クラブ 407施設、子育て支援センター 6施設、放課後子ども教室 4施設、保母所 6施設</p>
類似施設の業務実績	放課後児童クラブ 15施設、放課後子ども教室 7施設		
管理運営の基本方針	<p>①仕様書や基本協定書を守った安心で安全な運営 ②公平かつ公正な観点から社会のニーズを踏まえ、定めた運営を図る ③必要な支援員数を確保しつつ、現在の支援員についても継続雇用をし、各クラブの状況に応じた適切な処遇に配慮する ④子どもたちの様子を保護者と日々共有することに努める</p>		
管理職行体制	<p>配属職員数合計 52人 内訳：運営管理責任者（常勤）1人、支援員（非常勤）30人、支援員（非常勤）21人 ※上記以外に春日駅前ビルに運営管理責任者のサポート職員2人が常駐</p>		<p>配属職員数合計 51人 内訳：運営管理責任者兼支援員（常勤）1人、支援員（常勤）29人、支援員（非常勤）21人 ※上記以外に近隣の児童福祉施設委託現場からの支援体制あり</p>
自主事業計画	<p>①トピックアスリートによる特別教室 ②ドッジボール×アルティメット（ドッジビー） ③ネットイテティブ系言語×フットレス ④プログラムミング特別授業、科学実験 ⑤遊びながらの学び（百ます計算、神経衰弱など） ⑥陶芸体験、パティシエとの交流など</p>		<p>①夏休み宿題大作戦（自由研究のコンテントを増やす） ②スポーツ祭ごっこ ③こども会議（チームで協力して他チームと競う） ④オリジナル読み聞かせ（子どもたちも読み手になる）</p>
サービス向上策等	<p>①人材の確保（全国で約13万人）に登録されている人材のうち、春日都市及び隣接市で保育士、社会福祉士及び教員免許所有者等の有資格者を含む1,476人の登録があり、職員の安定的な確保が可能 ②職員の資質向上（初期研修、定期研修及び特別研修など） ③入選者管理システム（カザシステム）の導入 ④サービス向上の検証や研究のためにアンケート調査を実施し、利用者ニーズを把握</p>		<p>①支援員の確保（現支援員の積極的な受け入れ、近隣自治体からの雇用、他の委託現場からの異動及び学童保育事業本部のバックアップなど） ②基本研修及び支援員研修による企業理念等の理解 ③現場間のコミュニケーションツール及びSNSの活用</p>
その他の提案	<p>①危機管理対策（災害、ズレルギー、感染症及び衛生管理等のマニュアル整備） ②保護者との協力連携（連絡帳、クラブたより及び親子交流プログラム） ③価格及び相談対応の専用窓口を設ける</p>		<p>①危機管理対策（危機管理マニュアルの作成及び周知） ②独自の消耗品一括購入システムの活用 ③学童学習総合研究所の設置</p>
提案価格	690,139,520円	690,139,520円	677,738,000円

■ 指定管理者の業務に関する仕様書（抜粋）

① 空調設備の点検、清掃に関すること（年2回）

天吊型及び天井埋込型の空調設備については、2年ごとに部品洗浄するものとする。

② 機械警備に関すること

施設内の秩序を維持し、事故や盗難、火災等の災害の発生を防止するため、職員により施設内外を巡回点検すること。また、閉室時には、機械警備により対応するため、必ず玄関等を施錠し、機械警備をセットすること。

③ 施設内の消毒、清掃に関すること

入室児童が快適に利用できる良質な環境を提供するため、良質な環境衛生、美観の維持はもとより、入室児童に不快感を与えることのないように建物内、トイレ及び敷地内を良好な状態に保つこと。また、薬剤を使用する場合には、人体や周囲の環境等に悪影響を及ぼすことがないように配慮すること。

④ 消防設備等保守点検に関すること

機器点検及び機能点検を6か月に1回以上、警報設備総合点検を1年に1回以上行うこと。

⑤ 建築物及び設備の点検に関すること

建築物は3年に1回以上、設備は1年に1回以上行うこと。

⑥ 浄化槽保守点検に関すること

保守点検を年4回以上、汚泥汲み取り清掃を年1回以上、浄化槽法定検査を年1回以上行うこと。

8. 職員の採用・配置について

職員の採用・配置にあたっては、労働関係法令を遵守しなければならない。また、保育の継続性を確保し、入室児童及び保護者との信頼関係に基づく円滑な放課後児童クラブの運営を図るため、次のとおり職員を配置すること。

(1) 運営管理責任者

運営管理責任者として、緊急な対処を要する事態が発生した場合、迅速に対応できる場所に事務所等を置き、対応を図ること。また、常勤職員を1人以上配置すること。運営管理責任者は各ブロック内の全施設を仕様書及び協定書等に基づき統括管理し、市との連絡調整及び協議等の業務を行うものとする。

ただし、複数ブロックを1つの事業者が管理することになった場合、市と協議の上、運営管理責任者の配置人数について決定すること。

(2) 放課後児童支援員

放課後児童支援員（以下、支援員）として、春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第3項に定める職員を、各放課後児童クラブへ複数配置すること。

(3) 放課後児童支援員及びその他必要な職員の配置について

① 支援員の配置については、「春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守し、支援の単位ごとに常勤支援員を必ず2人以上配置すること（そのうち1人を責任者とすること）。

なお、支援の単位が51人から70人の場合は、入室児童数概ね2.5人につき支援員1人というこれまでの考え方を勘案し、常勤支援員1人以上を加配すること。また、常勤支援員のほか、クラブの運営に支障をきたすことのないように、春日部市放課後児童クラブ条例第4条に定める、「その他必要な職員」を配置すること。

② 特別支援児童の入室クラブについては、原則、支援員を加配するものとし、年度途中の定員及び入室児童数の変更については、適正な職員配置をもって対応すること。

③ 職員の出勤状況が分かるようにシフト表及び勤務管理表等を備えること。また、閉室中は前記の支援員を含め、必ず複数の職員が勤務していること。

9. 災害・事故対策

(1) 指定管理者のサービス提供方法、従業員の責任等に起因する災害及び事故については、指定管理者が責任を負うこと。

(2) 緊急時の対応マニュアルや緊急連絡網を作成し、職員への周知徹底を図ること。

(3) 傷害保険・賠償責任保険については、次の参考と同等の内容の保険に加入すること。なお、「公益財団法人スポーツ安全保協会のスポーツ安全保険」については、市の負担において加入する。

(4) 施設の火災保険及び損害賠償責任保険（指定管理者の持ち込んだ備品を除く。）については、市の負担において加入するものとする。

■ 春日部市議会会議録（抜粋）

平成30年12月春日部市議会定例会 第3日 平成30年11月28日（水曜日）

△議案第102号から議案第106号までに対する質疑

○鬼丸裕史 議長 答弁を求めます。

内藤こども未来部長。

〔内藤信代こども未来部長登壇〕

◎内藤信代 こども未来部長 議案第104号から第106号、指定管理者の指定についてのご質疑に答弁申し上げます。

初めに、指定管理者候補者の選定に当たりましては、支援員確保の方策や配置案を重視し、事業計画や提案内容、応募団体の経営状況等も含めまして審査を行い、現在の放課後児童クラブの保育の継続性を確保し、その上でさらにサービスの向上を図ることができ、より安定した運営が可能である団体をブロックごとに選定いたしました。

その結果、株式会社トライグループは、支援員の確保がより現実的であり、実施事業やサービス向上のための方策や管理執行体制にすぐれていたことから、3ブロック全ての指定管理者候補者として選定したものでございます。

株式会社トライグループは、教育分野での事業展開をしており、他県ではございますが、放課後児童クラブの受託実績がでございます。本市内に事務所がございまして、職員が常駐しておりますことから、社会福祉協議会同様に緊急時も含め円滑な連絡体制や協力体制が図れるものです。また、自社のノウハウを活用した提案がさまざまなされておりますので、より一層保育の質の向上を図ることが期待できると考えております。

次に、保育の質についてでございますが、株式会社トライグループは、本市の放課後児童クラブを管理運営するに当たりまして、現指定管理者の支援員の雇用について前向きな提案がございましたので、これまで蓄積されたノウハウや専門的技術が継続されるものというふうに考えております。市といたしましても、これまで多くの支援員さんたちが長きにわたり築いてこられた保育の質を継続させることはもとより、指定管理者制度による民間ノウハウを活用し、これまで以上に保育の質の向上を図りながら、放課後児童クラブの運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○鬼丸裕史 議長 内藤こども未来部長。

〔内藤信代こども未来部長登壇〕

◎内藤信代 こども未来部長 支援員の人材確保についてでございますが、株式会社トライグループは、全国で約13万人の人材登録があり、そのうち本市及び隣接地におきまして、保育士、社会福祉士等の有資格者1,500人ほどの登録者がございまして、支援員の安定的な確保が可能であると考えております。しかしながら、先ほども答弁申し上げましたとおり、株式会社トライグループは本市の放課後児童クラブを管理運営するに当たりまして、現指定管理者の支援員の雇用について前向きな提案がございました。その理由を

トライに確認をいたしました。

子供たちが安心して安全に過ごすためには、子供たちのことをよく知っている人、あるいは施設、あるいは周辺環境にも詳しい現支援員の採用は必要であるとの認識でございました。現支援員さんが、仮に新たな指定管理者に雇用された場合の給与や福利厚生についてでございますが、社会福祉協議会が現在雇用主というふうになっておりますので、職員の今後の処遇につきましても、引き継ぎの中で行うよう社会福祉協議会のほうに働きかけを行ってまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○鬼丸裕史 議長 先ほどの質疑に対し、答弁を求めます。

内藤こども未来部長。

[内藤信代こども未来部長登壇]

◎内藤信代 こども未来部長 たくさんご質疑をいただきましたので、順番が前後していましたら、ご容赦いただきたいと思います。

1点目としましては、利用者を選定委員会になぜ入れなかったのかということでございますが、こちらにつきましては、全庁的なルールでございます。それと、今回の社会福祉協議会の事業撤退につきましては、応募申請後に、こちらといたしましては初めて把握をしたものでございます。これは、これまでの答弁でも、私はこのように答弁させていただいておりますので、選定委員会につきましては、募集要項の策定段階から設置をしておりますので、これは運用指針に従った構成となったものでございます。

次に、3分割したことについて、どう考えているのかというご質疑でございますが、そもそも社会福祉協議会が支援員の確保が難しいと。先ほど給料を社協のほうで上げたということもございましたが、そういうことをしても人員が集まらないということがございまして、社協に請け負っていただくことを前提に3分割したということでございます。支援員の確保を確実にを行うことができるということで、3ブロックにしたという経緯がございます。

それから、特別支援児の考え方、特別支援児への加配についての考え方でございますが、社会福祉協議会の見解に相違が生じたものであるというふうに私は認識しております。トライグループの職員配置案には問題はございません。

次に、指定管理料の積算に当たりまして、現指定管理料を根拠として客観的に算出する必要があるため、市職員の給与体系を参考としたものでございます。今までの管理実績から社会福祉協議会においても試算額の中で運営ができるものと判断したものでございます。

平成27年度の支援員の処遇改善についてでございますが、こちらにつきましては、先ほども答弁をさせていただきましたが、事前の協議がなされないまま行われたものでございます。社会福祉協議会として指定管理料の範囲の中で自主努力であるというふうに私は理解しております。

次に、指定管理者が行う自主事業について、90%が人件費では株式会社はできないのではないかなというふうなお尋ねでございましたが、これにつきましては、企業スキルに基づくもので、より充実した事業が提供できる団体を私どもは選定したというふうに思ってお

ります。

次に、常勤支援員の確保についてでございますが、答弁がなかったということでございましたが、先ほど答弁をさせていただきました。現在、平成 31 年度の放課後児童クラブ入室申請の受け付けを開始しております。そのような状況を含めまして、今後配置の検討をしていくものというふうに思っております。

それから、トライの 93 人という支援員の関係ですが、これは特別支援児の分を除いている人数でございます。

以上です。

■ 春日部市議会会議録（抜粋）

平成30年11月30日厚生福祉委員会

1. 開催期日 平成30年11月30日（金）
2. 開催場所 議員応接室

◎神谷 こども未来部次長〔兼〕保育課長

議案第104号から106号「指定管理者の指定について」、並木委員のご質疑に答弁申し上げます。

初めに、特別支援児童に対する支援員の加配に関する考え方でございますが、Q&Aの回答を読む限りでは、常勤の職員と解されるような表記となっておりますが、市の考え方は有資格者であれば常勤、非常勤のどちらでも構わないというものでございます。

Q&Aの回答につきましては、指定管理者募集要項の内容に関するQ&Aというところが前提であります。これを読む対象が応募事業者であるということを前提に作成したものであり、不特定多数の方が理解できるような記載になってないのは事実でございます。このことから、Q&Aの記載だけでは一般の方にはわかりづらい面もあるかと思いますが、その前段である募集要項上では特別支援児童の入室クラブについては支援員というふうに明確に記載されております。市が常勤の支援員として求めているのは定員に応じて配置する93名ということになります。

あと、登録者の意向ですかね。本会議のほうで常勤可能人数の把握というところだと思うんですけども、登録者の意向につきましては、今後社会福祉協議会とトライグループにおいて行われる現支援員の継続雇用の協議の結果により状況が変わる可能性があることから、現時点では未定という形になっております。

以上でございます。

注) 読み間違わないでいただきたいのは「特別支援児童に対する支援員の加配」は「市の考え方は～常勤、非常勤のどちらでも構わない」となっているが「定員に応じて配置する93名」は常勤と言っている。

■ 春日部市議会会議録（抜粋）

平成30年12月春日部市議会定例会 第3日 平成30年11月28日（水曜日）

△議案第102号から議案第106号までに対する質疑

○鬼丸裕史 議長 石川市長。

〔石川良三市長登壇〕

◎石川良三 市長 今回の指定管理者候補者については、他市で十分な実績、評価があると認識しております。放課後児童クラブの安定した運営には、教育環境の維持が不可欠であり、そのために新たな指定管理者に対して積極的に働きかけてまいります。

以上です。

■ 父母会有志による抗議文

2019年8月2日

春日部市長 石川良三様

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会

放課後児童クラブ常勤支援員の欠員に対する抗議文

昨年12月市議会に於いて、市内の放課後児童クラブ40か所の運営を担う指定先として、株式会社トライグループが承認されました。選定の過程において市は、「民間企業を指定する事により、指導員の欠員を解消する」「保育の質は維持する」と約束しており、市議会に於いても同様の発言をいたしました。しかしながら、4月からトライグループによる運営がスタートした時点で、仕様書に謳われた常勤支援員の数は満たされておらず、過去最悪の欠員状態となっています。12月議会における答弁の中で子ども未来部長は「トライは93名の常勤支援員を配置する」と述べましたが、実際に常勤支援員は60数名とされています。これは社協時代にも無かった過去最悪の欠員状態であり、指定先変更にあたって市が約束した欠員解消が全く実現されておらず、むしろ極度に悪化している事を示しています。

私たち父母は、4月の指定先交代以降、常勤支援員の不足により保育に支障がきたしている事を知り、個別に市に対して改善を要請してきました。しかし、市は常勤支援員が欠員している事を認めず、「4月1日時点で99名の常勤支援員を配置している」と回答してきました。ある放課後児童クラブの父母が保育課に問い合わせたところ、「週4日勤務していれば常勤支援員である」との見解を示されて驚いたという事実もあります。常勤の定義を捻じ曲げてまで、欠員状態をひた隠しにする市の意図が明確です。その他にも、市議会議員が視察に訪れる際に、トライが他で働く従業員を研修と称して連れてきて、あたかも支援員が足りている様に見せかけた話や、支援員の不足で子ども達の遊び時間が制限されていることが市議に伝わったところ、その情報を知ったトライの上層部が支援員を叱責したという話も知りました。現場の支援員たちは不足を補うために、応援やシフト延長しての残業などにより、子どもたちの生活を守るために必死に働いていますが、体力的、精神的な負担は大変なものです。現実には複数の児童が骨折する事故も発生しており、子どもの安全と支援員の健康維持が懸念される状況になっています。

私たちは、放課後児童クラブに我が子を託している保護者です。我が子の在籍するクラブに、常勤支援員が何人いるのかを把握しています。市やトライがいか

知っています。欠員の事実は承知していますが、何よりも、それを隠蔽し、問題無く配属されているかのように公言している市を到底許す事は出来ません。私たちはここに、市に対して厳重に抗議すると共に、トライから報告されているクラブごとの実際の配置数を公表し、市が欠員を認め、早急な対策を講じる様、要請します。

幸松放課後児童クラブ 父母会長 片岡知佳
粕壁放課後児童クラブ 父母会代表 渡辺知子
緑放課後児童クラブ 父母会長 國井初江
正善放課後児童クラブ 父母会長 佐藤絵美
豊野放課後児童クラブ 父母会連絡会担当 内田真理恵
武里西放課後児童クラブ 父母会長 手塚裕子
藤塚放課後児童クラブ 父母会長 佐藤栄子
八木崎放課後児童クラブ 父母会副会長 橋本真純
武里放課後児童クラブ 父母会長 内田清美

■ 春日部市議会会議録（抜粋）

令和元年9月春日部市議会定例会 第23日 令和元年9月17日（火曜日）

○金子進 議長 内藤こども未来部長。

◎内藤信代 こども未来部長 そもそも常勤支援員の定義というのが、基本協定書におきましては、常勤支援員に対する勤務日数及び勤務時間等の規定はございません。そして、国の放課後児童クラブ運営指針に基づきますと、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を置かなければならない。ただし、そのうち1人は補助員にかえることができる。議員もよくご存じだと思いますが、埼玉県放課後児童クラブガイドラインにおきましても、常勤支援員の配置についてうたっております。常勤とは、事業者が定めた勤務時間の全てを勤務している者というふうな位置づけでございますので、トライのほうは、こういう人たちを常勤支援員とするというふうになった場合は、それを常勤支援員というふうに捉えるというふうに国及び埼玉県の指針、ガイドラインのほうでは記載がされております。

しかしながら、確かに抗議文をいただいて、これまでも定期的にモニタリングは実施しております。おりますが、そのような、なかなか社協時代と、今年度から運営がトライにかわりまして、みなし支援員が去年まではいた、ことしはいないとか、そういうところが大変わかりづらいところはあるものだというふうには認識しております。その辺については、父母会連絡会の方々に、お母様、お父様、保護者の方に説明をしていきたいと考えています。

以上です

○金子進 議長 内藤こども未来部長。

◎内藤信代 こども未来部長 7月現在における支援員の配置状況でございますが、常勤支援員93人、補助員76人、その他の職員47人の合計216人となっております。昨年の社会福祉協議会の状況と比較いたしますと、全体の職員数は58人増加しております。また、埼玉県放課後児童支援員認定資格研修を修了した有資格者につきましても93人ございまして、昨年から51人ほど増加をしております。社会福祉協議会におきましては、研修は修了しておりませんが、有資格者であるみなし支援員、先ほど申し上げましたが、みなし支援員等の職員が27人配置されておりました。この人数を比較いたしましても、支援員は24人増加している状況でございます。

なお、新たな指定管理者におきまして、このみなし支援員の配置はございません。

放課後児童クラブ支援員は、平成27年から施行された子ども・子育て支援新制度の中で新たに設けられた資格でございます。令和2年3月末までは、この資格がない職員、みなし支援員を一定の条件を満たすことで支援員とみなすことが認められております。そのため支援員の配置につきましても、共通認識が図りにくく、誤解が生じやすい状況がございますことから、今後におきましては丁寧な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○金子進 議長 内藤こども未来部長。

◎内藤信代 こども未来部長 念のために申し上げますが、何もしていないわけではなく、こういった抗議文をいただく前からモニタリングという形でトライとはお話し合いをさせていただいております。そして、誤解を招くようなことがあれば、それは私どももきちんと改善するように指導しておりますので、何もしていないということはありませんので、お間違いのないようにしていただきたいと思ひます。

支援員につきましては、施設定員に合わせて各クラブの状況を踏まえた上で配置しております。その結果、一部のクラブにおきましては補助員が配置されていると、そういう現状もあります。しかしながら、先ほど議員おっしゃったように常勤支援員2人、人数に応じて1人ふやすというようなことが一番望ましいというふうに思っております。子供さん、大切なお子さんを預かっているわけですから、私どももきちんとトライのほうと、そうなるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○金子進 議長 内藤こども未来部長。

◎内藤信代 こども未来部長 議員から強く求められる以前に、私どものほうはきちんと調査を重ねております。特に大事なお子さんを預かっています。働く親御さんにとっても子供たちの状況は、やはり何よりも支援員が足りないとか、そういうふうになってしまうと大変心配でございます。

ただし、先ほどから繰り返しになって恐縮でございますが、埼玉県ガイドラインに複数配置に努める常勤とは、事業所が決めた勤務時間の全てを勤務している者というような要件があります。でも、先ほど議員おっしゃったように仕様書の中では常勤支援員2人というふうになっておりますので、その常勤というのは、捉え方が違うというところはあると思ひます。しかしながら、仕様書に近づくように私どものほうもトライを呼んで、あるいは現場に行つて話をさせていただいておりますので、今後もしっかりと子供たちのためにやつてまいりたいと考えております。

以上です。